

調達要求番号：07-1-2143-3720-2006-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	
名称	家電リサイクル製品の収集・運搬	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和7年5月29日
		改正年月日	
		横須賀造修補給所資材部利材料	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊横須賀造修補給所が保管する家電リサイクル製品の収集・運搬（以下、役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

b) 関連文書

法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

a) この役務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に基づく“産業廃棄物収集運搬業”の許可を受けた者が実施する。

b) 契約の相手方は、官側所定の契約書とは別に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に基づく委託契約書を必要とする場合は、契約担当官等と協議の上、作成する。

2.2 役務の対象品目及び数量等

対象品目及び数量は、付表1による。

2.3 役務の内容

- a) 契約の相手方は、付表 1 に示す対象品目を引き渡し場所において分類し、家電リサイクル券を対象物品に貼り付ける。
- b) 分類後、保管場所から対象品目を収集し、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 17 条に規定する指定引取場所に運搬する。

2.4 役務の実施時期

契約の相手方は、官側による一般的要求事項の承認を得たのちに、監督官と速やかに作業日程を調整するものとする。

2.5 保管場所（引き渡し場所）

神奈川県横須賀市田浦港町 46-37 横須賀造修補給所 N-7 倉庫（田浦地区）

2.6 産業廃棄物管理票及び特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）

産業廃棄物管理票及び家電リサイクル券は契約の相手方の負担により手配し、排出事業場担当者の確認を受け、処理する。

なお、付表 1 に示す対象品目及び数量等と契約の相手方による集計に差異が認められた場合は、速やかに監督官に通知するものとする。

2.7 使用器材及び車両等

- a) この役務に必要なとなる器材及び車両等は、契約の相手方が手配するものとする。
- b) 契約の相手方が手配したフォークリフト等を留置する場合は、事前に監督官と調整するものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、収集作業に立会い、収集状況を監督するほか、提出書類に対する書類審査を行う。

3.2 検査

検査官は、提出書類に対する書類審査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表 1 による。

表 1 - 提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	着手届	3部	契約締結後、速やかに。	監督官	契約規則 書式第 22

表 1 - 提出書類 (続き)

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
2	産業廃棄物管理票 (A, B 2 票)	各 1 部	A票については, 引き渡し時。 B票については, 運搬終了後, 10日以内。	監督官	
3	家電リサイクル券 (排出者控)	1 部	対象品目受領後, 速やかに。	監督官	
4	終了届	3 部	役務終了後, 速やかに。	検査官	契約規則 書式第 22

4.2 安全管理

安全管理は, 契約の相手方の責任において措置するものとし, 官側に故意又は重過失がない限り, 発生した事故等について官側は一切その責任を負わないものとする。

なお, 万一事故, 物品の損傷等が発生した場合は, 速やかに監督官に届け出るものとする。

4.3 保全

- a) 契約の相手方は, この役務全般について, 守秘義務を負うものとし, この役務により知り得た官有施設及び装備品の状況等, 一切の情報を第三者に漏洩してはならない。
- b) 作業従事者は, 契約の相手方において完全に身上を把握しており, 身元保証される者に限る。

5 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は, 監督官を経由して契約担当官等と協議するものとする。

付表 1-対象品目及び数量

単位：台

一連番号	メーカー名	コード	グループ	エアコン (10)	テレビ				冷蔵庫		洗濯機 (40)	乾燥機 (40)	計
					ブラウン管		液晶・プラズマ		1700 以下 (31)	1710 以上 (32)			
					15型 以下 (21)	16型 以上 (22)	15型 以下 (51)	16型 以上 (52)					
1	パナソニック	100	A	3				2	18	5	1	1	30
2	東芝	114	A					43	7	3	17	6	76
3	三菱	320	B					52	8		1		61
4	シャープ	310	B					19	13	8	11		51
5	日立	300	B	2				6	6	20	14	35	83
6	ハイアール	392	B						9	3	49		61
7	ハイセンス	151	A								1		1
8	アイリスオーヤマ	718	B						3				3
9	アクア	393	B						3		19		22
10	サンヨー	101	A						16				16
11	ダイキン	120	A	7									7
12	ソニー	340	B					5					5
13	指定法人	999	指定					16	7				23
計				12	0	0	0	143	90	39	113	42	439